

## 国民マイナンバー制の始まり

国民マイナンバー制度は、税の分野及び社会保障の分野・災害の分野に限定して、平成28年度をもって運用されることになりました。私達はこの国に生まれて死ぬまで、一枚のカードを持つことにより、自分はこの国の何者であるかを明らかにし、しかも社会に責任を持つこととなります。

人は他人に触れられたくない、知られたくない情報を持っているものですが、この国で生きていくには、透明度の高い中で生活する心構えが肝要でしょう。マイナンバー制度は、国民一人ひとりの透明性を高めることにより、限らない利便性や行政手続きの簡素化をもたらします。

しかしながら、この制度は個人情報秘守とは相反する政策であり、「制度を悪用されるのでは」と、国民を不安に陥れかねない諸刃の剣ともなります。昨今の個人情報の大量流出、消えた年金記録問題など、政府の政策を信用するにはあまりにも不祥事が多いようです。

それでも社会の公平・公正のもと、格差社会をこれ以上広げないためにも、高度に発達したITシステムを駆使し、国民のマイナンバー制度の発展に期待します。今になってみると、最先端のIT技術を使えるようになったのは、既にマイナンバー制度を採用している先進国に遅れを取ったことが幸いしているようです。

皆様方には、市区町村からそれぞれに通知カードが簡易書留で送られてきます。交付はあくまで任意ですが、あなたはどうしますか。

平成27年11月11日

はまゆう会会長 市丸喜一郎

(校正：椎葉)

参考書：梅屋真一郎『マイナンバー国家改造計画 12ケタの番号が日本社会を変える』

(はまゆう倶楽部)